

市町村等職員の農林部工事検査への臨場に関する要領（試行）

制定 平成30年12月 5日

（目的）

- 1 この要領は、平成17年4月に制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注者支援の一環として、埼玉県農林部が所管する請負工事の工事検査に市町村職員等の臨場を可能とし、検査技術等を習得してもらうことを目的として定める。

（対象工事）

- 2 対象工事は、農林部の地域機関において発注された請負工事とする。

（対象職員）

- 3 工事検査への臨場を可能とする者は、県内市町村またはこれに準ずる団体（土地改良区等）に所属する職員とする。

（連絡調整）

- 4 市町村等及び受注者への連絡調整は、各農林振興センター又は寄居林業事務所が行うものとする。

（臨場手続き）

- 5 工事検査への臨場までの手続きは、別途、運用において定めるものとする。

（留意事項）

- 6 臨場者は、埼玉県が発注した請負工事に係る検査業務を実施していることに留意して、下記を遵守しなければならない。
 - (1) 臨場者は、その場のやり取り等について、守秘義務を負うものとする。
 - (2) 臨場者は、検査当日はネームプレートなどで所属団体、名前、職名を明らかにし、現場代理人や監督員の指示に従わなければならない。
 - (3) 臨場者は、その場のやり取り等について生じた疑問等について、原則、意見・質問はできない。